

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 岐阜後見センター

②評価調査者研修修了番号

SK18205 SK18206 第2006-03号 第2006-05号

③施設の情報

名称：児童養護施設 夕陽ヶ丘		種別：児童養護施設	
代表者氏名：石井 充子		定員（利用人数）： 40名(33名)	
所在地：高山市山田町1230番地13			
TEL：0577-34-0499		ホームページ： https://www.hida-jikokai.or.jp/publics/index/30/	
【施設の概要】			
開設年月日 昭和30年6月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 飛騨慈光会			
職員数	常勤職員： 23名	非常勤職員	7名
有資格職員数	(資格の名称) 名		
	社会福祉士 2名	正看護師	1名
	精神保健福祉士 1名	保育士	9名
施設・設備の概要	(居室数)	(設備等)	
	本館 個室 12室 2人部屋 11室 ショートステイ 1室	本館 談話室キッチン2室 テレビ室2室 浴室4室 洗面所2 トイレ9	
	施設内小規模 個室 2室 2人部屋 2室	施設内小規模 キッチン1室 浴室1室	
	地域小規模 個室 2室 2人部屋 2室	洗面所1 トイレ2	
		地域小規模 キッチン1室 居間1室 トイレ2	

④理念・基本方針

夕陽ヶ丘の理念『40色のクレヨン』
一人ひとりに、それぞれの色がある。他の誰にも描けない、特別な色がある。

☞養護方針
めまぐるしく変化する昨今の社会情勢の中で発生する様々な児童問題と積極的に関わ

り、豊かな職場づくりに努め、一人ひとりを大切にし、ともに暮らし学ぶ日々を重ねる中で、自己の確立を目指し、幸せな道へとつないでいきたい。

⑤施設の特徴的な取組

- ・社会的養育推進計画に則り、平成30年に地域小規模児童養護施設を開設した。社会全体で子どもの養育に責任を持ち、支援していくための施策の一つとして、町内会の加入等、積極的に地域に溶け込む努力をしている。また、今後、分園型小規模児童養護施設又は地域小規模児童養護施設の事業推進に向けた取り組みを行っている。
- ・多様化している入所児童の特性を理解し、児童のそれぞれの個性に寄り添う、児童養護施設を目指している。
- ・地域に根ざした施設であり、飛騨地域全域に渡り、寄付活動があり、全域の法人や個人の方々からの支援に支えられている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年8月27日（契約日） ～ 令和3年3月29日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成 29 年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

<子どもの力を信じて見守るという姿勢で支援にあたっている。>

子どものエンパワメントを高める観点から、その子の潜在的な力を引き出す方向で支援に当たっている。例えば、生活上、やらなければならない事について、「一緒に行く」姿勢で声かけし、自主的な活動を見守っており、本人のやりたい気持ちを尊重している。

<地域に開かれた施設として地域と交流を深めている。>

飛騨地域に様々な施設を複合的に展開している法人が運営する児童養護施設であり、地域とは長年に渡って培った連携関係ができている。今年度は、コロナ禍の状況にあり、地域交流に様々な影響を受けているが、例年は、地域の祭り等諸行事を地域と協働で展開しており、地域のボランティアも積極的に受け入れる等、地域交流を深めている。

<飛騨子ども相談センターとの密な連携関係ができている。>

飛騨子ども相談センターの圏域内に、児童養護施設が1か所であることもあり、毎日の来訪や毎週の処遇会議の開催等、密な連携関係ができている。相互に子どもや保護者についての情報を共有しており、子どもにもきめ細やかな支援ができている。

<卒園後のアフターケアに力を入れている。>

法人の児童家庭支援センターと連携し、職場や家庭を訪問する等して卒園後の子どもの状況把握に努めており、近況報告や相談を受ける等、継続的にホームと卒園生との関係性を保っている。また、施設を退所した後も子どもが安定した生活ができるようアフターケアに努めている。

<働きやすい職場環境づくりに努めている。>

職員の有給休暇の取得状況や就業状況をチェックし、日々の業務の中で職員の意向を把握し、職員の家庭環境に配慮する等、ワークライフバランスの推進に努め、働きやすい職場づくりをするとともに、職場改善のアイデアの提案コンテストを実施する等、職員エンゲージメントを高めるべく取り組んでいる。

◇改善を求められる点

<マニュアルの系統的な整理や文書化が望まれる。>

地域小規模化の推進には、職員一人ひとりの援助技術の向上が要請されると考える。各種マニュアルの整備はエビデンスに基づいた実践について、職員間での共通理解を深め、支援の質の標準化につながると思われる。今後とも、各種マニュアルの系統的な整備に向けた取り組みに期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の社会的養護関係施設第三者評価の受審は前回受審を受けた機関と同じだった為、3年前と比較していただくことができました。前回よりもa評価が増え、改善すべき点について取り組んであったと評価を受けました。今回新たに、改善すべきと指摘された各種マニュアルの整備に取り組み、支援の質の標準化につなげていきたいと思えます。

児童養護施設は「岐阜県社会的養育推進計画」に沿って、家庭養育最優先の原則の元、小規模化に取り組んでゆくこととなります。原則里親等での養育となり、児童養護施設には「ケアニーズが高い子ども」が主として入所することとなります。専門的ケアの充実が益々求められ、職員の責任や負担も多くなります。こういった職員の心身のケアに十分配慮し、多様化するニーズに対応した養育・支援の提供に努めていきたいと考えています。また、今後とも、地域の児童福祉の拠点施設として、さらなる地域貢献に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。